

誓約書兼確認書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

郵便番号 〒 ー
住所 (所在地)
事業者名
代表者名
電話番号

新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金の交付申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 補助金交付要綱第3条及び同要綱第4条に規定する要件を満たすことを誓約します。
- 2 私は、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないことを誓約します。
- 3 市長が指定した日以降に補助事業に着手（契約の締結）し、補助事業完了日から起算して30日を経過する日又は補助事業の完了年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（添付書類含む）を提出します。
- 4 当該設備の使用等によって生じる問題は自己の責任と負担で処理することを誓約します。
- 5 補助金の交付決定後に違反が判明したときは、速やかに市長に報告するとともに、同要綱第13条に定める交付決定の取消し及び同要綱第14条に定める補助金の返還命令に応じます。

新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金の交付申請にあたり、補助金交付要綱、補助金の手引き、次に掲げる要件を確認し、理解した上で申請します。

補助対象設備の交付要件	
市内の事業所の敷地内に設置するものであること。 ※店舗等との併用住宅、マンションやアパート等の賃貸住宅、保養所及び寄宿舎を含む	☐
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下2桁未満切捨て）が1kW以上の設備であること。	☐
商用化され、導入実績があること。	☐
中古設備ではないこと。	☐
既存設備の置換や増設ではないこと。	☐
法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	☐
国、地方公共団体等から補助金等を受けていない、又は受ける予定がないこと。	☐
本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。	☐

(裏面につづく)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。	☐
電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	☐
再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①～⑫をすべて遵守していることを確認すること。 ①地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 ②関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 ③防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 ④一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 ⑤20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 ⑥電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 ⑦設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ⑧接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ⑨防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 ⑩交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（環境省）の規定を遵守すること。 ⑪10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 ⑫10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。	☐
PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が愛媛県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。	☐
リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。	☐
本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（※50%）以上とすること。（※ <u>当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上</u> を当該再エネ発電設備と <u>同一県内の需要家が消費</u> すること。）	☐